

議案第 49 号

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

第1条 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書を削り、同項第8号ア中「又は配偶者暴力防止等法」を「、配偶者暴力防止等法」に改め、「による保護」の次に「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文の規定による保護」を加え、同号に次のように加える。

ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所、配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターその他配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する業務を行う機関又は団体であつて市長が適当と認めるものから配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明又は確認を受けている者

第6条第3項を削り、同条第4項中「第2項本文」を「前項」に改め、「（以下「小規模住宅」という。）」を削り、同項を同条第3項とする。

別表ひたちなか市営第2ひばりヶ丘住宅の部中「ひたちなか市西十三奉行11332番地」を「ひたちなか市西十三奉行11332番地の1」に改める。

第2条 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号ウ中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センター」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中別表ひたちなか市営第2ひばりヶ丘住宅の部の改正規定 公布の日

（2） 第2条の規定 令和6年4月1日

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前において、売春防止法（昭和31年法律

第118号)第34条に規定する婦人相談所から配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明を受けている者については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条に規定する女性相談支援センターから配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明を受けている者とみなして、第2条の規定による改正後のひたちなか市営住宅設置及び管理条例第6条第2項の規定を適用する。

旧	新	備考
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次に掲げる者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。<u>ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>3 <u>市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、指定する職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次に掲げる者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、<u>配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所、配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターその他配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する業務を行う機関又は団体であつて市長が適当と認めるものから配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明又は確認を受けている者</u></p> <p>(9) 略</p>	

旧	新	備考																																
<p>4 <u>第2項本文</u>の規定の適用を受ける者（以下「<u>単身者</u>」という。）の入居を認める市営住宅の規格は、居室数が2室以下又は住戸面積が50平方メートル以下の規模の住宅（以下「<u>小規模住宅</u>」という。）とする。ただし、これにより難しい場合には、市長が別に定める規格の住宅とすることができる。</p> <p>別表（第3条，第46条，第49条関係）</p> <table border="1" data-bbox="159 459 1070 671"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>污水处理施設 使用料</th> <th>駐車場使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営第2 ひばりヶ丘住宅</td> <td><u>ひたちなか市西十三奉行 11332番地</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	污水处理施設 使用料	駐車場使用料	略				ひたちなか市営第2 ひばりヶ丘住宅	<u>ひたちなか市西十三奉行 11332番地</u>			略				<p>3 <u>前項</u>の規定の適用を受ける者（以下「<u>単身者</u>」という。）の入居を認める市営住宅の規格は、居室数が2室以下又は住戸面積が50平方メートル以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難しい場合には、市長が別に定める規格の住宅とすることができる。</p> <p>別表（第3条，第46条，第49条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1122 459 2033 671"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>污水处理施設 使用料</th> <th>駐車場使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営第2 ひばりヶ丘住宅</td> <td><u>ひたちなか市西十三奉行 11332番地の1</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	污水处理施設 使用料	駐車場使用料	略				ひたちなか市営第2 ひばりヶ丘住宅	<u>ひたちなか市西十三奉行 11332番地の1</u>			略				
名称	位置	污水处理施設 使用料	駐車場使用料																															
略																																		
ひたちなか市営第2 ひばりヶ丘住宅	<u>ひたちなか市西十三奉行 11332番地</u>																																	
略																																		
名称	位置	污水处理施設 使用料	駐車場使用料																															
略																																		
ひたちなか市営第2 ひばりヶ丘住宅	<u>ひたちなか市西十三奉行 11332番地の1</u>																																	
略																																		

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新	備考
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次に掲げる者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所</u>、<u>配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター</u>その他配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する業務を行う機関又は団体であつて市長が適当と認めるものから配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明又は確認を受けている者</p> <p>(9) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次に掲げる者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センター</u>、<u>配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター</u>その他配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する業務を行う機関又は団体であつて市長が適当と認めるものから配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明又は確認を受けている者</p> <p>(9) 略</p> <p>3 略</p>	